



ネット通販、コード決済で支払ったつもりが個人へ送金に！？

相談事例

電動自転車のバッテリーセットをネット検索すると、一番上に、安く販売しているサイトが表示された。一番上に表示されたのでよく利用されているサイトだと思い、早速、購入手続きをすると、ショップから、メールにこちらに支払うようにとURLが届いた。タップすると、使用しているコード決済アプリの送金画面になったので金額を入力して支払った。しかし、入金確認後2～3日で商品発送とサイトには記載があったのに、1週間しても届かず、発送通知もなかったのので、業者にメールで問合せみたが返答はなかった。サイトを見直して、記載されていた会社の電話にかけてみると、現在使われていないとガイダンスが流れた。取引履歴の携帯番号は一部が非表示で連絡できない。返金してほしい。

アドバイス

- ◆ 検索エンジンでは広告料を支払えば上部に表示することができるため、よく利用されているサイトとは限りません。
- ◆ サイト内で決済完結ではなく、メールで個人の名義への銀行振込みやコード決済へ送金するよう指示される場合は注意が必要です。
- ◆ コード決済アプリの送金機能を使って代金を個人間送金した場合は、コード決済会社の補償対象外とされる場合があります。
- ◆ 自分の支払い方法を確認しましょう。

「携帯料金が安くなる」という電話勧誘が、実はモバイルWi-Fiの契約に!?

相談事例

2か月前、契約している携帯電話会社の委託業者と名乗る電話があり、「携帯電話料金が安くなる」と言われた。「無料でWiFiがつく」と言われたため、「WiFiは不要」と伝えましたが、「WiFiは自動的についてくる。携帯電話料金が安くなるからお得」と言われ、了承した。後日、WiFiルーターと書類が届いたが、忙しかったため確認しないで放置していた。しかし、携帯電話料金は安くならず、意味不明の9000円の請求メールが届いた。勧誘時の説明と違うため、やめたい。

アドバイス

- 👉 相談者の契約は、3年間の有料のWiFiサービス、WiFiルーターのリース契約、4種類の有料オプションサービスの契約でした。契約書面には、契約書面受領日から8日間は、WiFiサービスの契約は初期契約解除ができること、WiFiルーターはクーリング・オフができることの記載がありました。また、書類の中には、相談者が契約している大手携帯電話会社の系列の格安スマホに乗り換えるためのスマホ操作方法の説明書も入っていました。
- 👉 電話で通信サービスの勧誘を受けた場合は、契約内容が複雑でわかりにくいいため、トラブルが多発しています。
- 👉 電気通信事業法では、契約書面の交付が義務付けられています。書類が届いたら、必ず内容を確認しましょう。
- 👉 不安に思ったり、困った時は、早めに、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日除く)	筑紫野市	092-923-1741
大牟田市	0944-41-2623	大野城市	092-580-1968
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

📞 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。